

3 月下旬号
2016 年

国際情報广场信息报

◇発行: 東大阪市国際情報广场(毎月発行 2 次) 〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

3 月 26 日(周六) 9:00~12:00 市政府开设部分业务窗口

3月26日(土) 9:00~12:00 一部窓口業務を開設します

市内 12 个地方设置的行政服务处将在 3 月底废除

市内12か所に設置していた行政サービスコーナーは3月末で廃止します

请与我们一起学日语

为不懂日语有困难的外国居民开设日语教室。

時間	場所
周二 上午 10:00~11:30	男女共同参画中心
周二 晚上 19:00~21:00	四条市民中心
周三 下午 13:30~15:00	Holly EIWA(永和 2)
周三 晚上 19:00~21:00	菱屋西公民分馆永和分室 勤劳市民中心
周四 晚上 19:00~21:00	楠根市民中心
周日 上午 10:00~11:30	站前市民中心(若江岩田)

※授课时间为 1 小时 30 分钟左右。

报名・询问处: NPO法人東大阪日语教室 TEL 06-6725-6300
文化国際課 TEL06-4309-3155 / FAX06-4309-3823

日本語を勉強しませんか

日本語に困っている外国人住民のために日本語教室を開いています。

日時	場所
火曜日 朝 10:00~11:30	イコーラム(男女共同参画センター)
火曜日 夜 19:00~21:00	やまなみプラザ(四条)
水曜日 昼 13:30~15:00	Holly EIWA(永和 2)
水曜日 夜 19:00~21:00	菱屋西公民分館永和分室、 ユトリート東大阪
木曜日 夜 19:00~21:00	ももの広場(楠根)
日曜日 朝 10:00~11:30	くすのきプラザ(若江岩田駅前)

※授業は1時間30分程度。

申込み・問合先: NPO法人東大阪日本語教室
文化国際課

市政府旭町办公楼因改建临时迁移

◆迁移地: 东部地区临时办公楼(南四条町 1-1)
◆迁移日: 东福祉事务所、东保健中心、水道东联络所
=3月22日(周二)(18日(周五)之前在旭町办公楼)
旭町图书馆=预定从6月1日(周三)开始改名为「四条图书馆」开馆。
(因办理迁移准备事项图书馆开放到3月30日(周三)为止, 4月1日(周五)闭馆)

询问处: 管财室 TEL:06-4309-3125 FAX:06-4309-3820

市役所旭町庁舎建替に伴う仮移転

◆移転先: 东部地域仮設庁舎(南 四条町 1-1)

◆移転日: 東福祉事務所、東保健センター、水道東連絡所

=3月22日(火)(18日(金)まで旭町庁舎)

旭町図書館=6月1日(水)から「四条図書館」と名称変更して開館
(利用は3月30日(水)まで、4月1日(金)から移転準備のため閉館)

問合先: 管財室



<h3>住院时的伙食费</h3>	<p>にゅういん じ しよくじだい 入院時の食事代</p>
<p>国民健康保険・后期高齢者医療的住院时伙食费将从4月份开始改变,现在的260日元将提高到360日元。但是,住民税为非课税家庭家庭将仍旧维持原状。</p>	<p>こくみんけんこうほけん こうきこうれいしやいりよう がつ にゅういん じ しよくじだい 国民健康保険・後期高齢者医療において、4月から入院時の食事代 が改定されます。現行は260円ですが、4月1日から360円となりま す。なお、住民税非課税世帯に属する方は据置きとなります。</p>
<p>询问处: 资格给付课 TEL 06-4309-3167 / FAX 06-4309-3804</p>	<p>といあわせさき しかくきゆうふか 問 合 先: 資格給付課</p>

<h3>已寄出新的儿童医疗证</h3>	<p>あたらし こ いりようしやう そうふ 新しい子ども医療証を送付</p>
<p>4月升入中・小学且可继续享受儿童医疗费补助制度的人,在3月中旬将收到新的「儿童医疗证」。 因为旧的医疗证不能再继续使用,请在4月1日以后退还给医疗补助课或是行政服务中心(可邮寄)。 符合领取医疗证条件但还未申请的人,请去医疗补助课或是行政服务中心办理申请手续。 另外,享受公费医疗制度(单亲家庭医疗、障碍者医疗等)以及领取生活保护者除外。 有关补助等详细内容请向医疗补助课询问。</p>	<p>がつかう しょうがっこう ちゅうがっこう にゅうがく ねんれい かた ひ つづ こ 4月から小学校・中学校に入学する年齢の方で、引き続き子 ども医療費助成制度の対象になる方へ新しい「子ども 医療証」を3月中旬に送付します。 ふる いりようしやう しやう がつ がついたちいこう いりよう 古い医療証は使用できなくなりますので、4月1日以降に医療 じよせい か ぎやうせい へんきやく 助成課または行政サービスセンターに返却してください ゆうそうか (郵送可)。 たいしやう かた いりようしやう こうふしんせい かた いりよう 対象となる方で医療証の交付申請をしていない方は、医療 じよせい か ぎやうせい しんせい 助成課または行政サービスセンターで申請してください。 ほか こうひりやうせいど おやかていりりやう しょうがいしやいりやう なお、他の公費医療制度(ひとり親家庭医療、障害者医療な せいかつ ほ こ う かた たいしやう ど)や生活保護を受けている方は対象になりません。 じよせいないうとうくわ いりようじよせい か といあわ 助成内容等詳しくは、医療助成課までお問合せください。</p>
<p>询问处: 医疗补助课 TEL 06-4309-3166 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>といあわせさき いりようじよせい か 問 合 先: 医療助成課</p>

<h3>学龄前儿童的临时保育事业</h3>	<p>みしやうがくじ いちじあず じぎやう 未就学児の一時預かり事業</p>
<p>本市为了援助在家育儿,对学龄前儿童实施临时性保育事业。 【就业型】 主要是对有工作的保护者孩子放不进保育所(园)时,或是不定期工作时,可以利用临时性保育。就业型需要事先得到利用认定。 【休养型】 主要是对在家育儿的人需要休养或是参加结婚丧嫁娶等私人理由需要时可以利用。 ※任何一种休养型都必须事先登记。 有关利用费用等详细内容请向育儿支援课询问。</p>	<p>し ざいたく こそだ しえん みしやうがくじ いちじあず 市では、在宅での子育てを支援するため、未就学児の一時預かり じぎやう じつし 事業を実施しています。 【就労型】 おも しやうろう ほごしや はいくしよえん はい ばあい ふていき 主に就労している保護者が、保育所(園)に入れない場合や不定期 しやうろう おこなばあい いちじてき あず りやう しやうろうがた の就労を行う場合に、一時的に預けたいときに利用できます。就労型 じぜん りやうにんてい う ひつやう は、事前に利用認定を受ける必要があります。 【リフレッシュ型】 おも ざいたく こそだ かた かんこんそうさい ほごしや 主に在宅で子育てをしている方でリフレッシュや冠婚葬祭など保護者 してきりゆう いちじてき あず りやう の私的理由により、一時的に預けたいときに利用できます。 じぜんとうろく ひつやう ※いずれも事前登録が必要です。 りやうりやうきん くわ こそだ しえんか といあわ 利用料金など詳しくは、子育て支援課へお問合せください。</p>
<p>询问处: 育儿支援课 TEL 06-4309-3302 / FAX06-4309-3817</p>	<p>といあわせさき こそだ しえんか 問 合 先: 子育て支援課</p>

<h3>是否已经领取个人编号通知卡</h3>	<p>う と つうち 受け取りましたか マイナンバー通知カード</p>
<p>个人编号通知卡已在去年用简易挂号信寄出,因投递时不在家一直没有领取时被退还到市政府。 还未领取的人,请携带图章及可以确认本人身份的证件,去市政府大楼西侧分馆1楼「个人编号通知卡交付窗口」领取。</p>	<p>マイナンバー通知カードを昨年簡易書留で送付しましたが、配達でき なかつた場合は市に返戻されています。 まだ受け取っていない方は、印鑑、本人確認書類を持って市役所本 ちやうしやにしがわべつかん かい こうふまどぐち う と 庁舎西側別館1階「マイナンバーカード交付窓口」で受け取ってくだ さい。</p>
<p>询问处: 市政府个人编号电话咨询中心 平日9:00~17:30 第4个周六9:00~12:00 TEL 0570-078-506 問 合 先: 市マイナンバーコールセンター 平日9:00~17:30 第4土曜日9:00~12:00 TEL:0570-078-506</p>	



